

令和6年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和5年(ワ)第3395号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 令和5年12月13日

判 決

5

[Redacted]
[Redacted]

原	告	水	原	清	晃
同訴訟代理人弁護士		小	沢	一	仁
同		垣	鏑		晶
同		松	永	成	高
同		渥	美	陽	子

10

[Redacted]
[Redacted]

被	告	堀	口	英	利
同訴訟代理人弁護士		神	原		元
主		文			

15

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和5年3月7日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

本件は、原告が、被告によるTwitter(当時。以下、名称変更の前後を問わず、「Twitter」といい、これへの投稿を「ツイート」という。)上の投稿が原告に対する侮辱に当たり名誉感情を侵害されたと主張して、被告に

対し、不法行為に基づき、慰謝料等165万円及びこれに対する不法行為の日である令和5年3月7日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

5 なお、原告は、同年11月16日及び同年12月3日、本件訴訟提起後の被告によるnote及びTwitter上の投稿が原告の名誉を毀損したと主張して、不法行為に基づき、慰謝料等55万円及び33万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求める請求を追加する旨の訴えの変更申立てを行ったが、被告は、請求の基礎に変更がないとはいえず、訴訟手続を著しく遅延させるなどとして、これを許さない旨の決定を求めている。

10 1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

15 ア 原告は、Twitter上で「暇空茜」と称し情報を発信している、26万人以上のフォロワーを持つ40代の男性である。また、原告は、note上で「暇な空白」と称し、YouTube上で「暇な空白チャンネル」を開設し、テキストや動画で情報を発信している。

イ 被告は、Twitter上で「@Hidetoshi__h__」のアカウント名で情報を発信している20代の学生である。

(2) 原告によるnote上の投稿

20 原告は、令和5年3月5日、note上に、国際関係論、欧州国際政治を専門とする筑波大学教授の東野篤子（以下「東野」という。）に関する別紙1のnote記事（以下「本件note記事」という。URL：https://note.com/hima_kuuhaku/n/n12d0137523c6）を投稿した（乙2、10）。

(3) 被告によるTwitter上の投稿等

25 ア アカウント名「@gripen__ng」を用いる「ぐり@関賢太郎 航空軍事記者」と称する人物が、令和5年3月6日、Twitter上に（以下、

特に記載のない限り投稿はTwitter上のものを示す。)、本件note記事を引用した上、別紙2投稿記事目録記載1のツイート(「本件ツイート」という。)を投稿した(甲6)。

イ 被告は、同月7日、本件ツイートを引用した別紙2投稿記事目録記載2のリツイート(以下「本件投稿①」という。)を投稿した(甲7の1)。

ウ 被告は、同日、本件投稿①を起点とするスレッド内で、別紙2投稿記事目録記載3のツイート(甲7の2。以下「本件投稿②」といい、本件投稿①と併せて「本件各投稿」という。)を投稿した。

(4) 本件訴訟提起後の投稿等

ア 原告は、令和5年8月17日から同年9月頃まで、Twitter、note及びYouTube上に、被告に関し、「「本物」だと提示した入学証明書はMacOSで作成されており本物のネットに転がってる入学証明書はWindowsOSでかつこいいフォントで作られてました」、「出禁になったと噂がなぜかあった、横浜のソーブランド「英國屋」に」、「レベルが低い」などと投稿した(乙14の13~16、乙16、乙17)。

イ 被告は、note上に、同年10月24日に本件訴訟に関する記事を投稿した(甲8)上、同月29日に別紙3note記事目録記載1のnote記事内において同記載1①及び②の内容(以下、それぞれ「被告note投稿①」、「被告note投稿②」という。)を、同年11月2日に同記載2のnote記事内で同記載2③の内容(以下「被告note投稿③」といい、note投稿①及び②とあわせて「被告note各投稿」という。)をそれぞれ投稿した(甲9、10)。

ウ 原告は、同月16日、被告note各投稿が原告の名誉を毀損したと主張して、不法行為に基づき、被告note投稿①及び②につき慰謝料等55万円及びこれに対する同年10月29日からの遅延損害金の支払を求める請求(以下「追加請求1」という。)並びに被告note投稿③につき慰謝料

等33万円及びこれに対する同年11月2日からの遅延損害金の支払を求める請求（以下「追加請求2」という。）をそれぞれ追加する旨の訴えの変更申立書を当裁判所に提出した。

エ 被告は、同月26日、原告によって「「在学証明書や学生証を偽造して、学歴を詐称した」とか「横浜市中区にある風俗店で出入り禁止になった」「東南アジアで買春をした」といった数々の悪質なデマを流されてきました」などのツイート（以下「被告ツイート」という。）を投稿した（甲15、16）。

オ 原告は、同年12月3日、被告ツイートが別紙3note記事目録記載1のnote記事の投稿（被告note投稿①及び②）とともに一連の不法行為を構成すると主張して、これを請求原因に追加した上、追加請求1を慰謝料等55万円及びこれに対する同年11月26日からの遅延損害金の支払を求める請求に変更する旨の訴えの変更申立書を当裁判所に提出した。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 訴えの変更の可否

(原告の主張)

追加請求1の請求原因には、原告が嫌がらせ及び威圧を目的として本件訴訟を提起した旨の事実の摘示及びこれを前提としてそれがスラップ訴訟である旨の意見論評の表明が含まれており、本件請求の可否と密接に関連し、本件請求に係る訴訟資料を活用して判断すべきものであるから、請求の基礎には変更がない。また、被告は、本件訴訟係属中に、請求を追加されることを予見しながら、被告note各投稿及び被告ツイートを投稿して原告の名誉を毀損したのであり、かかる投稿による損害賠償請求は被告自身が惹起したものであるから、被告には請求の基礎に変更がないとの要件の欠缺を主張する正当な利益がない。さらに、本件訴訟提起後の経過に鑑みれば、著しく訴訟手続が遅滞するとはいえない。

(被告の主張)

原告の訴えの変更の申立ては、訴えの変更の要件を満たさないから、却下されるべきである。すなわち、本件請求は本件各投稿による侮辱に基づくもの、追加請求1及び2は被告note各投稿及び被告ツイートによる名誉毀損に基づくものであり、訴訟物が異なる上、証拠資料の共通性はなく、投稿の内容に関連性はなく、その時期も8ヶ月空いており、社会生活上共通又は一連の紛争と解する余地もないから、請求の基礎に変更がないとはいえない。また、本件請求については、事実関係に争いはなく本件各投稿が社会通念上受忍し難い侮辱に当たるか否かの評価の問題にすぎないのに対し、追加請求1及び2は、真実性の抗弁としての投稿内容の真実性が論点になり得るから、訴訟手続を著しく遅延させるものである。

(2) 本件各投稿が不法行為を構成するか否か

(原告の主張)

被告は、本件投稿①において、原告のことを頭が悪い旨述べ、本件投稿②において、原告につき「読解力がない」、「読む力だけじゃなくて、書く力・聞く力・話す力のすべて」が足りない、「論理的思考力や判断力」も足りないと述べた。これらは、原告は実社会で活動する能力がない程度に頭が悪い人物であることを指摘するものであり、原告の人格に対し、極めて否定的な価値判断を行うものというほかない。被告は、原告と東野との間の議論には無関係であるにもかかわらず、原告を嘲笑することを目的として、Twitter上で公然と原告を侮辱したところ、原告においてこのようなことを甘受すべき事情はない。本件各投稿は、社会通念上許容される限度を超える侮辱的表現であり、原告の名誉感情は著しく侵害された。

これにより原告が被った精神的苦痛を金銭に評価すると150万円を下らない。また、その10%相当額である15万円は弁護士費用相当額として原告の損害になる。

(被告の主張)

被告は、原告が、Twitter上で唐突に東野に関し「メス」などと侮辱的発言をし、その後も本件note記事を投稿するなど執拗に侮辱的発言を繰り返したことについて、東野の専門領域を学ぶ学生の立場から、本件note記事の論考の非論理性や知識不足について批判したものであり、本件各投稿の動機、目的、意図は正当なものである。本件note記事の内容からして、事実誤認、読解力不足、国連憲章を含む法制への知識不足などを批判されることはやむを得ないし、頭が悪いなどの表現も、人格的価値の否定ではなく、国際関係論や安全保障論の専門家と当該分野について対等に議論するには足りないことを指摘したにすぎないから、正当な論評である。原告の従前の言動に照らせばこのような批判は甘受すべきであるし、被告による本件各投稿の態様及び回数や、その後原告が被告を執拗に誹謗中傷したことなどからして、原告について名誉感情の侵害が成立する余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに証拠（括弧内に記載したもの）及び弁論の全趣旨によって認められる事実）

(1) 本件各投稿までの経緯等

ア 原告は、Twitter上で、戦争や戦略、分析系の天才だと自負している旨発言していた（乙1）。

イ 令和5年3月4日、朝日新聞デジタルにおいて、「ロシア、ウクライナから考える『戦時動員』という現実 東野篤子さん」とのタイトルで、東野の「『もしウクライナのような事態に遭ったら自分たちはどう対応するのか』を考えて議論しておく作業は必要だと私は思います」などの発言を含むインタビュー記事が掲載された（乙2）。

ウ 「刀祢館正明」と名乗る元朝日新聞記者が、同日、上記イのインタビュー記事を引用しつつ、これに対して「議論そのものが有事を受け入れやすい空気を生むおそれがある」などの批判的な意見を投稿し（乙3）、東野がこれ

に対する反論を投稿した（乙4）。さらに、国際関係論を専門とする東京大学先端科学技術研究センター教授の池内恵が、同日、東野の上記反論を引用し、「朝日新聞のオピニオン面を仕切っていた記者」が「露骨に紙面の支配をめぐるせめぎ合いと印象操作の手の内を漏らしてしまうツイート」をした旨の投稿をした（乙5）。

エ 原告は、同日、上記ウの東野の反論の投稿を引用し、「メスになった青識」と投稿した（乙6の1・2）。これに対し、東野は「なにがおっしゃりたいのか、きちんと説明してください。」などと投稿した（乙8）。

オ 東野の上記エの投稿に対し、原告は「青識亜論となのる、議論が手段ではなく目的となっている男性がいて、あなたに対して、青識亜論が性転換したような存在であるとの感想を持ちました」などと投稿した（乙9の1〔1～3頁〕）。

カ これに対し、東野は、「意見を伝えるために、相手をメス呼ばわりするのは許されない。」などと投稿した（乙9の1〔4頁〕）ところ、原告は、さらに「まだキャンキャン吠えてんのかよ」、「青識みたいなやつなんてクズだのメスだの言ってますが気に障りました?」、「失礼だとわかって言ってますよ?何が議論だよバーカって意味でね」、「Twitterなんて初対面もクソもないクソリプが飛び交う世界で何お行機俺に押し付けてんだよ」、「そんなこともわからんアホなのか?」などと投稿した（乙9の1〔5～10〕）。これに対し、東野は、同月5日、原告との議論は無駄だとして、原告をブロックした（乙9の1〔10～12頁〕）。

キ 原告の投稿に対しては、その閲覧者から、「貴方はもしかして池内さんの投稿を誤読して東野さんを誹謗中傷してませんか?誤読なら撤回された方がいいですよ。」とのツイートのほか、意味不明、青識と東野を同列にしないで欲しい、一緒にするのは違うと思う、別人であり、謝罪すべきであるなどのツイートが投稿された（乙11〔1頁〕）。

ク 東野が原告をブロックした後、原告は、note上に本件note記事を
投稿するとともに、東野に関し、「ブロック越しに悪口大会やってないで直
接言ってこい雑魚学者！」などと投稿した（乙9の1〔16頁〕、乙10）。

ケ 同月6日に本件ツイートが、同月7日に被告による本件各投稿がそれぞ
れ投稿された（甲6、甲7の1・2）。

コ 本件ツイート及び原告の本件note記事を含む投稿に関し、「国連の援
軍なんて望み薄だよなあ」、「これ本気で安保理の拒否権を知らなかったの
か。」、「国連安保理の常任理事国には拒否権があるので国連決議など出な
い」などの投稿がされた（乙12、13）。

(2) 本件各投稿後の経過等

ア 被告は、原告に関し、令和5年3月7日に「「戦争と戦略の天才」を自称
なさるなら、ぜひ弊学でPhD(博士号)を取得していただきたいですね。」、
同年4月5日に「「港区在住」だから、このゴキブリとお揃いですね！」な
どとそれぞれ投稿した（甲13の1・3）。

原告は、同年3月下旬頃から同年6月頃まで、被告に関し、「ストーカー
みたいな執着をみせる気持ち悪い男性」、「育ちが悪い」、「田舎者」、「空
っぽ人間」、「嫌な育ち方したボンボンの極みみたいな人間」、「最悪レベ
ル」、「中身小学生」、「だめだこいつIQ3じゃん」、「キッショイから
からんでんなよゴキグチ」、「人格が歪んでる」などと投稿した（乙14の
2～12）。

イ 原告は、同年8月16日、本件訴訟を提起した。

2 争点(1) (訴えの変更の許否) について

(1) 前提事実(4)ウ及びオのとおり、原告は、本件訴訟において、追加請求1（前
提事実(4)オの訴えの変更申立てに係るものを含む。以下同じ。）及び追加請求
2を追加する旨の訴えの変更申立てをした。

(2) 前提事実(4)イ及びエのとおり、被告note各投稿及び被告ツイートは、本

件各投稿が投稿されてから約8ヶ月後に投稿されたものである。また、その内容も、原告が、①被告に対する事実誤認に基づく誹謗中傷を繰り返していること、②被告に対してスラップ訴訟と呼ぶべき訴訟を提起したこと、③被告と第三者との間の訴訟を馴れ合い訴訟であると喧伝したこと、④被告の経歴に関する数々の悪質なデマを流したことなどに関するものであって、本件note記事に関する問題点を指摘した上で原告の能力を否定する趣旨の本件各投稿の内容とは大きく異なっている。

これらのことからすると、本件請求と、追加請求1及び追加請求2との間には、その根拠とする法律上及び事実上の主張に共通性がなく、請求の基礎に同一性がない。

また、被告が本件訴訟係属中に被告note各投稿及び被告ツイートを投稿したことを考慮しても、被告において請求の基礎に変更がないとの要件の欠缺を主張する正当な利益がないとはいえない。

(3) したがって、原告による追加請求1及び追加請求2の追加については、いずれも認めることができない。

3 争点(2) (本件各投稿が不法行為を構成するか否か) について

(1) 侮辱的な表現を含む発言等が名誉感情を侵害する場合であっても、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて原告の人格権利益の侵害が認められ得るものと解される(最高裁平成22年4月13日判決民集64巻3合758頁)ところ、本件各投稿の内容、態様、これに至る経緯等を考慮して、本件各投稿が社会通念上許容される限度を超える侮辱行為に当たるか否かを検討する。

(2)ア 本件投稿①のうち「書き手の頭の悪さがよく分かる記事」でした。」「これで「天才」を自称なさるのは何かのギャグでしょうか?」、本件投稿②のうち「読解力がない」なんて、暇空茜氏に失礼ですよ!!!暇空茜氏に足りないのは読む力だけでなく、書く力・聞く力・話す力のすべてです。も

「もちろん、論理的思考力や判断力も足りていません！」の各部分は、いずれも原告の能力を否定する趣旨のものであるから、原告に対する侮辱的な表現であることは明らかである。

5 もっとも、本件投稿①は、認定事実(1)イのインタビュー記事に関する本件note記事について、主語が不明瞭で途中で頻繁に入れ替わっている、文章が長く文意を捉えにくい、論理構成が雑、事実誤認が繰り返されている、法制への欠如が欠落しているなどの問題点を指摘した上で、その書き手である原告の能力を否定する趣旨のものであることからすると、本件note記事の内容に対する批判及び意見という面を有している。

10 また、本件投稿②も、前提事実(3)ウのとおり、本件投稿①を起点とするスレッド内で投稿されたものであり、本件note記事に事実誤認があるなどの本件投稿①の記載を前提として、原告の読解力、論理的思考力等が低いと述べたものといえ、これも本件note記事の内容に対する批判及び意見という面を有している。

15 イ 本件各投稿に至る経緯については、認定事実(1)エ〜コのとおり、①原告がTwitter上で東野を「メス」などと呼称したことを発端とする原告と東野との一連のやり取りがあり、原告がこの中で東野に対して「バーカ」、「アホ」等の侮辱的発言を繰り返したこと、②①を受けて、一般の閲覧者が、原告は東野のインタビュー記事を誤読している、国連の常任理事国には拒否権があるため安保理決議による国連軍の派遣は期待できないという趣旨の本件note記事に関する問題点を指摘する内容のツイートを投稿したこと、③その中で、被告も本件各投稿を投稿したことが認められる。前提事実(1)アのとおり、公開の場であるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で表現活動を行い、多数のフォロワーを持つ原告が、自らSNS上で行った侮辱的な表現をも含む東野及びそのインタビュー記事に関する投稿について、その閲覧者等の第三者から相当程度厳しい批判や否定的意見を受けることは当然予

20

25

想される事態であるというべきである。

ウ 上記ア及びイに述べた点に加え、本件各投稿の回数は2回にすぎず、媒体としても本件note記事を含む原告の投稿と同じくSNSを用いたものであることや、認定事実(2)ア並びに前提事実(4)ア、イ及びエのとおり、本件各投稿後、原告と被告との間でSNS上で侮辱的な表現を含むやり取りが継続したものの、原告の方が遥かに多い回数にわたって被告に関し「IQ3」、「キッショイ」等の侮辱的発言を繰り返したことも考慮すると、本件各投稿は、侮辱的な表現をその一部に含んでおり、これが原告の名誉感情を害することがあったとしても、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為に当たるとまではいえず、原告の人格権利益を侵害したものとして不法行為を構成するとはいえない。

(3) したがって、本件各投稿は不法行為を構成するものではなく、原告の被告に対する本件請求には理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の追加請求1及び追加請求2については却下することが相当であり、本件請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官

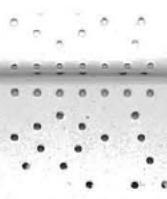
藤岡 淳

裁判官

田郷岡 正哲

裁判官

番條雅代



www.asahi.com

これは有料記事なので、有料部分も読んだうえで記事の概要をまとめると

はじめに

というわけで、東野篤子さんの許可も出たので記事を書きます。

こちらのツイートにあるように、流れてきたこのツイートが、「議論を呼びかけることは正義である」みたいな匂いがして、かつ、相手のツイートをスクショで引用し、相手に通知が飛ばない形で言及している腰抜け仕草に、これはメスの青識歪論である（メスの青識とは、この話の中でも何度も言っていますが、「性別が女性で、議論バカ」という以上の意味は一切ありません）（たとえば、青識本人には、アトビーや、アベマテレビに出た人、なりすましをする人ですが、そういった青識固有の事情までの意図はありません。僕は、もし、第二の青識（なりすましでするバカ）が出たならば、それは、その人の固有名にクズをつけて呼ぶでしょう）

13

話がそれましたね、僕はこの東野とかいう人のことは一切知らなかったんですが、「画像引用で議論の必要性を呼びかける」という気持ち悪さに対してメスの青識だと言いました。

そうすると、まずこのJSFという人が、「青識歪論にたとえるなんて名誉毀損だ！」とタックルしてきましたが、基本的にレスバになると短文でしかレスできない低知能で、飽きたとかいって去りました

で、前述の通り、僕は青識仕草についてメスの青識とだけだったのですが、記事を読めば誤解とわかるとか言ってくる人たちがいたので、読んでみました

ロシア、ウクライナから考える「戦時動員」という現実 東野篤子さん：朝日新聞デジタル
■ 耕論 戦時の動員どう考える ウクライナ侵攻では、ロシア政府が戦場に市民を次々に動員しています。より自由な国というイメージ

「国民が国のために戦うとは何を意味するのか、考えて議論しておくべきです」と語る国際政治学者の東野篤子さん

では、それがどういう意味か有料部分を読み進めると

「ロシアの国民は、だましうちで戦争に連れて行かれた。

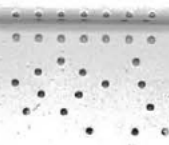
ウクライナは、強制的な動員も話題となったし、ウクライナ側は志願兵が多いと思うが、志願していないのに兵士にさせられた人もいるはずだ。

ウクライナでは、逃げたい人も無理やり戦わされているし、欧州の人は、それをみて、自分のことのように考えている。

日本でもウクライナのような事態、（つまり強制的に戦わされるようなことと僕は受け取った）
になったらどう対応するのか、議論すべきだと思います

「国民が国のために戦うとは何を意味するのか。国家による動員をどう考えるのか。議論をしないままにしておけばおぼろげほど、ときの空気に流されてしまう結果になりやすいからです」

これは、僕は、現在徴兵制のない日本政府は、戦争に際し、ウクライナのように強制動員をかけるかもしれないので、そのときにどう考え対応するのかつまり、悲惨かつ強制的なウクライナの動員を前提としている以上、強制動員に拒絶したり、反対するためには、今から考えておこう（でないとそのときにちゃんと拒絶や反対ができず、空気に流されて戦場に行くことになりやすい）という論調だと受け取りました。



この議論（笑）の致命的な欠陥

まず、戦争についての前提となる情報がすべて欠落しています。日本が

- ・どの国と戦争をするのか
- ・それはいつ頃なのか
- ・どういった理由で戦争をするのか

という前提です

僕の考え：侵攻してくるとしたら中国でしょ

僕は、中国が侵略戦争を日本にしかけ、米中の代理戦争の戦場に日本が選ばれたときの、一歩間違えば WW3 につながる、中日侵略戦争のことを想定するべきだと思います。

今、まさに、中国は動員令とも言える布告を出したり、台湾有事が起ころうだったり、ピリピリしていますし、日本が今、他国に侵攻するということは、考えがたいです。

よって、中国による日本侵攻を想定した場合、中国の国力や軍勢力、他国との関係性などをふまえ、どうやって、その侵攻を開戦前に抑止できるかや、実際に起こった場合、どう対応すべきかをまずは議論すべきでしょう。

対中国では、そもそも隣国であり島国の日本が、あの強大な兵力を持った中国に侵攻され、制空制海権を取られて上陸された時点で、総動員以前に、亡国の憂き目であり、民間人を動員した程度で、抵抗できるものではありません。

いかに、制海権、制空権を保ち、上陸を阻止し、国連などの援軍をまつ、またはそこから派生した WW3 を戦い抜くか、でしょう。

つまりは、僕は、この東野篤子さんという人がいいたいのは、日本が戦争になったら、戦争に反対しようという、ままごとのようなお気持ち論法だと思います。前提も仮想敵も抜けた、総力戦末期総動員に対する反抗を議論して、いったい何になるのでしょうか。

オチをいうと、敵国は中国ですか？と質問したら、即ブロックされました笑

その上で、前提を元に僕が議論するならば、中国の侵攻に備えては、防衛費の増額には賛成です。（増税に賛成ではありません。男女共同参画とか、困難女性新法とか、削るべき支出は沢山あります）

とるべき方策としても、中国の侵攻に対する拠点となる、辺野古基地は速やかに完成整備されなければなりませんから、違法な妨害をしている犯罪者たちは、即刻全員ブタ箱に入れるべきです。

また、トマホークの購入本数を国会でキャンキャン吠えて防衛機密をお気持ちで漏洩させようとする、国賊議員をなんとかすべきでしょう。（なんとか、とは違法な手段をささず、合法的に、です）

トマホーク 400 発導入で首相「飽和攻撃用」明言せず 立民は米軍開戦時に大量発射指摘「専守防衛逸脱」：東京新聞 TOKYO Web

岸田文雄首相は1日の参院予算委員会で、最大400発取得する米国製巡航ミサイル「トマホーク」に関し、敵基地攻撃能力（反撃能力

www.tokyo-np.co.jp

岸田文雄首相は1日の参院予算委員会で、最大400発取得する米国製巡航ミサイル「トマホーク」に関し、敵基地攻撃能力（反撃能力）で相手国に多数を一斉発射する「飽和攻撃」に使うかどうかを問われ、明言を避けた。米軍は湾岸戦争の開戦時に飽和攻撃で使用しており、立憲民主

党の辻元清美氏は「トマホークを現実にも使えば必要最小限度では使えない」と述べ、憲法9条に基づく専守防衛を逸脱すると批判した。

こうやって、対中国の備えを妨害しようとする、辻元清美のような国賊議員について議論すべきでしょうね。だって、こいつのせいで防衛準備がおろそかになって、総動員令が発令されるほどの窮地に追い込まれるかもしれないのですから。

まとめ

東野篤子さんも、JSFとかいう人も、自分の都合や気分でブロックや飽きたりする人間かつ、彼らの標榜する「議論」とやらでは、何も変えられず、ロシアウクライナ戦争について、現実を変えたのは、戦場で実際に戦った兵士であり、この期に及んで敵国の想定すらできず、総動員令への反対お気持ち議論記事をアカヒ新聞に書くような人間の口先ではないと思います。

彼らは僕との対話（レスバ）によって、彼らが思う議論の無意味さを思い知ったようですから、それについて僕から言うことはありません。

さいごに

僕はTwitterは通りすがりのむかついたツイートに自分のお気持ちを自由に引用してツイートするプラットフォームだと思っています。（もちろんそのツイートによる全責任は負います）

僕は、青識垂論のような、そして、前提もおけずに総動員令にだけお気持ちを言うような人間のことを、議論バカの女性という意味で、メスの青識と呼ぶ人間です。

おまけ

東野篤子さんは日本語を正確に読めない？

・ 僕 通知切ってるから（気づかないから）必ず読んでほしい返信は（僕に読んでほしいレスがあったら）DMでくれな！（通知の代わりに）

東野篤子さんの理解 「返信必要なときはDMくれ」

小学校4年くらいのこくごからやりなおして？

アドバイス

Twitterでリブされることを「刃物を振り回され刺された」 Twitterでフォローされることを「つきまとわれて恐怖を感じる」 議論（笑）をもちかけられることを「殴りつけて鼻血を吹き出させること」 東野篤子さんはTwitterするにはナイーブすぎます Twitterやめろ（笑）

以上

投稿記事目録

1 投稿日：2023年3月6日

URL：https://twitter.com/gripen_ng/status/1632638655742513152投稿内容：https://note.com/hima_kuuhaku/n/n12d0137523c6

戦争と戦略の天才を名乗る暇空茜さんの書いた日本の安全保障戦略。事実誤認だらけな上に自分のお気持ちしか書いてない。無価値。一番笑えるのは「中国が最大の脅威だと気づけた自分がさも価値のある発見をしたと思っている」こと。このレベルで東野先生に突撃していったのか。

2 投稿日：2023年3月7日

URL：https://twitter.com/Hidetoshi_H_/status/1632907596729581572

投稿内容：「書き手の頭の悪さがよく分かる記事」でした。主語が不明瞭どころか、途中で頻繁に入れ替わっています。また、1つの文章が長くて一回で文意を捉えにくい。全体として論理構成も雑。事実誤認も繰り返され、法制への知識も根本的に欠落。これで「天才」を自称なさるのは何かのギャグでしょうか？

3 投稿日：2023年3月7日

URL：https://twitter.com/Hidetoshi_H_/status/1632907596729581572

投稿内容：そんな！「読解力がない」なんて、暇空茜氏に失礼ですよ！！！！
暇空茜氏に足りないのは読む力だけじゃなくて、書く力・聞く力・話す力のすべてです。もちろん、論理的思考力や判断力も足りていません！読む力だけが足りていないかのような言い方は事実誤認ですよ！きちんと訂正してください！！！！

以上

note記事目録

- 1 表 題 「暇空茜」または「暇な空白」こと水原清晃に対する法的措置に係る伊久間勇星 弁護士および河西拓哉 弁護士との委任契約の締結に関するお知らせ

投稿年月日 令和5年10月29日

閲覧用URL https://note.com/hidetoshi_h_/n/n33e8b3d8d978

- ① 「水原清晃および支持者は当方に対する「嘘つき」「ホラ吹き」といった事実誤認に基づく誹謗中傷を繰り返し、これを口実にTwitter、noteおよびYouTubeといった媒体において当方への名誉権ないし名誉感情の侵害を反復して継続している。そのなかには、「身長が低い」「シークレットシューズやこれに類する器具を着用している」といった身体的特徴の揶揄誹謗や「友人がいない」「周囲に嫌われている」といった根拠のない人格攻撃のほか「経歴詐称をしている」「在学証明書を偽造した」「東南アジアで買春をしている」「横浜市内のソープランドで出入り禁止になった」といった虚偽情報の流通が多く確認された。」
- ② 「「暇空茜」または「暇な空白」こと水原清晃は、明らかに当方に対する嫌がらせ・威圧を目的とした、いわゆる「スラップ訴訟」と呼ぶべき訴訟を提起した」

- 2 表 題 「暇空茜」こと水原清晃による補助参加申出却下決定に対する即時抗告の棄却のお知らせ

投稿年月日 令和5年11月2日

閲覧用URL https://note.com/hidetoshi_h_/n/nda6d4a1ac4fa

- ③ 「「暇空茜」こと水原清晃は、抗告状のほか、XおよびWebサイト「YouTube」において、あたかも「当方が被告と馴れ合い訴訟を提起した」かのように繰り返し喧伝しているものの、そのような事実はありません。「暇空茜」こと水原清晃による、このような喧伝は「虚偽の事実摘示」によって当方の社会的評価や信用を毀損する不法行為です。」

以上

これは正本である。

令和6年2月28日

横浜地方裁判所

裁判所書記官

赤尾 徳彦

